

令和7年1月改定版「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aの新旧対照表

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A 一部改定案	「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A 現行版
(税務処理) Q95 (略) Q96 (略) Q97 (略) Q98 廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理はどのようにになりますか。 A. 廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理については、その債務免除が、所得税法第44条の2第1項「免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入」に定める「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に受けたものに該当し、その債務免除益は総収入金額に算入されないものと考えられます。これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン(廃業型私的整理手続)』に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。 <u>Q98-2 再生型私的整理手続に基づき策定された事業再生計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理はどのようにになりますか。</u>	(税務処理) Q95 (略) Q96 (略) Q97 (略) Q98 廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理はどのようにになりますか。 A. 廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理については、その債務免除が、所得税法第44条「免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入」に定める「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に受けたものに該当し、その債務免除益は総収入金額に算入されないものと考えられます。これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン(廃業型私的整理手続)』に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。 (追加)

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A 一部改定案	「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A 現行版
A. <u>再生型私的整理手続に基づき策定された事業再生計画により債務免除を受けた場合の債務者(個人事業主)の税務処理については、当該個人事業主が民事再生法が定める再生手続開始の要件である「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき」と同様の状態にある場合には、その債務免除が、所得税法第44条の2第 1 項「免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入」に定める「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に受けたものに該当し、その債務免除益は総収入金額に算入されないものと考えられます。これを確認するため、令和6年 12 月 23 日に国税庁に『「中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)」に基づき策定された事業再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、令和7年1月8日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</u> Q99 (略)	Q99 (略)